



基徴発第0331002号  
平成18年3月31日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）長 殿

厚生労働省労働基準局  
労働保険徴収課長

労働保険適用推進員を廃止する訓令の制定について

労働保険適用推進員については、別添のとおり、厚生労働省訓第5号により、平成18年3月31日限りで廃止されたので、御了知いただきたく、通知する。

○厚生労働省訓第5号

部 内 一 般

労働保険適用推進員規程（平成13年厚生労働省訓第40号）は、平成18年3月31日限り廃止する。

平成18年3月31日

厚生労働大臣 川崎 二郎